

# 町田市オープンデータガイドライン



総務部市政情報課

## 目 次

- 第1 本市におけるオープンデータの現状・背景**
  - 1 日本におけるオープンデータの経緯
  - 2 本市におけるオープンデータの状況
  - 3 オープンデータの活用事例
  
- 第2 オープンデータの推進にあたっての基本的な考え方**
  - 1 オープンデータの定義
  - 2 データの公開方法
  - 3 オープンデータ推進の方向性
  - 4 オープンデータとして公開する行政データ
  - 5 具体的な取り組み
  
- 第3 データの公開の手順**
  - 1 カタログサイトの仕組みについて
  - 2 基本的な公開手続き
  - 3 その他の公開手続き
  - 4 データの更新方法

## はじめに

町田市（以下、「本市」という。）は、2016年10月1日に「町田市オープンデータサイトの運用に関するガイドライン」を制定し、本市が保有するデータを誰もが容易に利用できるようインターネット上に公開するオープンデータ事業を開始した。その後「町田市5ヵ年計画17-21（2017年度～2021年度）」にオープンデータの推進に関する計画を設定し、公開データの拡充を進めてきた。

今後は、比較的数の少ない分野のデータやこれから国が推奨するデータなど、本市が保有する各行政分野のデータを網羅的に公開し、オープンデータをさらに充実させていく。そのためには、オープンデータ推進の意義や目的を共有し、全庁で行政データの公開に取り組む必要がある。

本ガイドラインは、本市のこれまでの取り組みを踏まえ、今後本市がオープンデータをさらに推進するにあたって、基本的な考え方や取り組みの方向性、公開の手順等を改めて整理し、示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

## 第1 本市におけるオープンデータの現状・背景

### 1 日本におけるオープンデータの経緯

我が国においては2012年に内閣官房IT総合戦略室が策定した「電子行政オープンデータ戦略」を皮切りに、政府および地方自治体によるオープンデータの公開が推進されてきた。2022年1月現在、政府は「官民データ活用推進基本法」に基づく「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」および「デジタル・ガバメント実行計画」、東京都は「東京都ICT戦略」および「シントセイ 都政の構造改革 QOS アップグレード戦略」に基づきオープンデータを推進している。

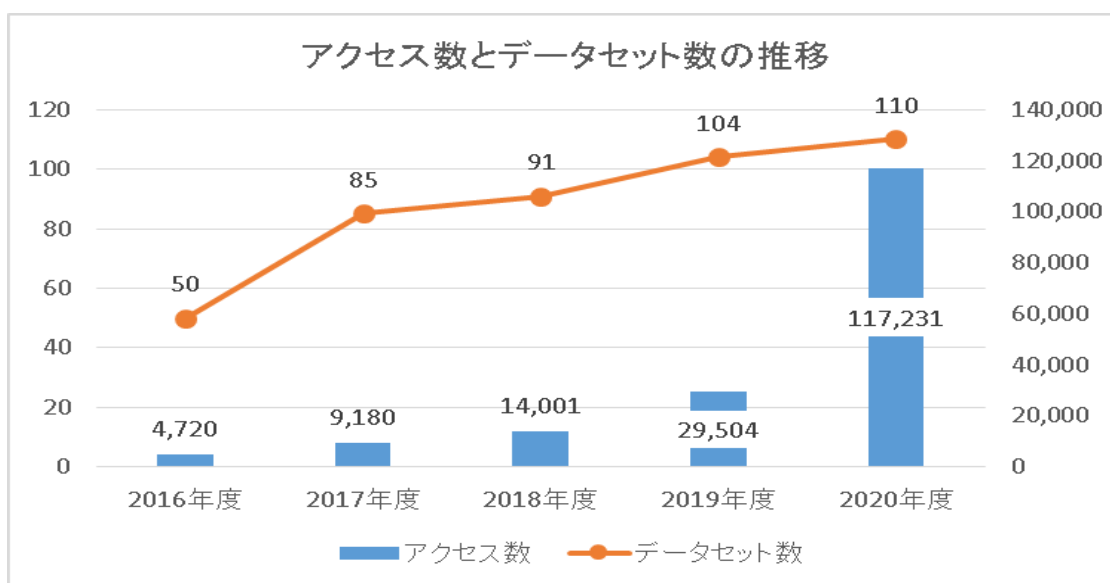
自治体によるオープンデータの先進事例としては、福井県鯖江市が2012年にオープンデータを公開し、データを活用したサービスが民間事業者により作成・公開されたことが知られている。

2022年1月時点で、全ての都道府県ならびに1,176の市区町村でオープンデータが公開されている。

### 2 本市におけるオープンデータの状況

本市が保有するデータは、町田市ホームページ内のオープンデータ掲載用ページ（以下、オープンデータページ）と、オープンデータの検索やダウンロードに特化した外部サイトである町田市オープンデータカタログサイト（以下、「カタログサイト」という。）にて公開している。これまで「町田市5ヵ年計画17-21（2017年度～2021年度）」に沿ってデータ公開を進め、2022年1月1日時点で113種類、554のファイルを公開している。

アクセス数とデータセット数の推移は以下のとおり。



注1：データセット数は各年度末時点のもの

注2：2016年度のアクセス数は2016年10月から2017年3月までのもの

### 3 オープンデータの活用事例

民間事業者や団体がオープンデータをサービスに活用した事例が全国で生まれており、本市においても次のようなかたちで活用された実績がある。

#### (1) バリアフリー情報共有アプリ「WheeLog!」

バリアフリー情報を地図上に投稿・表示するスマートフォン用アプリ

「WheeLog!」の運営団体が、カタログサイトで公開中のデータ「町田市バリアフリーマップ」を利用し、市内のバリアフリートイレの情報をアプリに登録。さらに市内のNPO団体がアプリ運営団体と共同で、当アプリを使った街歩きイベントを2018年11月に開催した。

#### (2) スマートフォン用アプリ「まちクエスト」

利用者が設定したその場所にまつわるクイズ（クエスト）を、実際に現地に行き解いていくスマートフォン向けウォークラリーアプリ「まちクエスト」とコラボレーション。八王子市が公開している文化財のオープンデータを元にクエストを設定し、八王子市内の文化財を謎解きしながら巡る街歩きイベントを、「歴史文化財クエスト」と題して2019年10月に多摩地域5市共同で開催した。

## 第2 オープンデータの推進にあたっての基本的な考え方

本市におけるオープンデータを更に進めるための基本的な考え方は、次のとおりとする。

### 1 オープンデータの定義

本ガイドラインにおけるオープンデータとは、本市が保有する行政データのうち、誰もが容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次の項目に該当する形で公開されたものをいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

### 2 データの公開方法

#### (1) データを公開する場所

オープンデータページおよびカタログサイトに、データを同期させる形で公開する。

#### (2) 公開データの形式

原則として特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適した形式（CSV<sup>1</sup>、Shapefile 等）のデータを公開する。ただし、人間が読むまたは印刷することを念頭に置いた情報については Word、Excel、PDF 等の形式で公開する。

掲載項目やデータの表記方法については、国によるオープンデータ官民ラウンドテーブル<sup>2</sup>での議論の内容や、総務省の手引を踏まえ、市民や企業のニーズに沿った活用しやすい形式に整えたうえで公開するよう努める。

#### (3) 二次利用に関するルール

本市がオープンデータとして公開するデータには、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 (CC-BY) 4.0 国際」を適用する。ただし、個別法令（測量法など）により利用に一部制約があるものは除く。

CC-BY が適用されたデータは、出典を明記すれば、商用目的も含め、誰もが自由に利用することができる。「町田市オープンデータ利用規約」では、二次利用について以下のとおり定めている。

---

<sup>1</sup> Comma-Separated Values の略。項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータおよびテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションで開くことができる。

<sup>2</sup> デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）にて、民間ニーズに即したオープンデータの公開を促進し、データの利活用及び多様なサービスの創出に貢献することを目的として、データの公開・利活用を希望する国民や民間企業等とデータを保有する府省庁等が直接対話する場のこと。

(1) ライセンスが付与されている著作物を改変せずにそのまま複製して利用するときは、以下のクレジットを記載してください。

[ライセンスが付与されている著作物のタイトル]、町田市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0>)

(2) ライセンスが付与されている著作物を改変して利用するときは、以下のクレジットを記載してください。

この[作品・アプリ・データベース等]は以下の著作物を改変して利用しています。  
[ライセンスが付与されている著作物のタイトル]、町田市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0>)

ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

#### (4) カテゴリの設定

公開データをその内容、性質によって分類し、カテゴリを設定する。これにより、オープンデータページおよびカタログサイトにおいてカテゴリ検索を可能とする。

### 3 オープンデータ推進の方向性

#### (1) 本市が目指す姿

オープンデータページおよびカタログサイト上でデータの公開をさらに進め、市政に関する基礎情報、各行政分野の施策立案の基となるデータなど市の情報をできる限り網羅し、市民や事業者はもちろんのこと、市職員もこれらのデータを手軽に閲覧し、活用できるようにする。

#### (2) 期待される効果

##### ①行政への理解促進、透明性の向上

本市の現状や施策の基礎とした情報そのものを公開することによる市政の透明性の向上や、市民や事業者が、データをもとに市の取り組みに関し分析、判断を行うことが可能となり、行政への理解の促進が図られる。

##### ②業務の効率化

行政組織内において、職員が業務に必要な情報を手軽に入手できる。

##### ③市民参加、市民、事業者との協働の推進

データにより本市の地域課題等が共有され、課題解決に向けた市民等による活動促進、市と市民等による効果的な連携・協働につながる。

##### ④地域経済の活性化

データの二次利用により、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市の経済活性化につながる。

## 4 オープンデータとして公開する行政データ

### (1) 公開の対象としないもの

だれでも自由に閲覧、利用できるというオープンデータの特性上、次の内容を含むデータは公開の対象としない。

- ①個人情報<sup>3</sup>が含まれるもの
- ②機密情報が含まれるもの
- ③個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められないもの
- ④その他公開することが適当でないもの

### (2) 公開するデータ

(1) で対象外としたものを除くデータは公開の対象とし、特に次のデータは原則として公開する。

#### ①本市が保有するデータのうち次に掲げるもの

- ア 土地、建物、施設等、社会活動の基盤となる台帳類、地図情報、統計情報
- イ 施策・事業の立案、計画の策定などに用いた数値、調査結果などのデータ
- ウ その他、市民、事業者から定期的又は多数の問い合わせがあるなど、需要が高いと思われる情報

#### ②推奨データセット

国が示す推奨データセット<sup>4</sup>のうち、本市がデータを管理しているもの

#### ③市の刊行物

町田市刊行物取扱要綱に基づき、本市で作成した計画書、事業概要などの刊行物を、刊行物の頒布期間、計画書等の適用期間に関わらず、オープンデータとして公開する（第三者の著作物が含まれているなど「(1) 公開の対象とならないもの」に適合するものは除く。）。

## 5 具体的な取り組み

### (1) 積極的なデータの公開

オープンデータは、全庁的な取組として推進し、各課はその趣旨を理解した上で、4で定めるデータをオープンデータとして公開する。

### (2) 市民や事業者が活用しやすい形式でのデータ作成

行政がオープンデータを公開する際には、市民や事業者が活用しやすい形式

---

<sup>3</sup> 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

<sup>4</sup> 政府が民間事業者からヒアリングなどを行い、民間ニーズの高い情報を、サービスなどに活用しやすい形式で提供できるよう取りまとめ、自治体による公開を推奨しているデータをいう。全国の自治体が推奨データセットを公開することで、民間事業者による全国的なサービスの創出が期待される。

のデータを公開することが求められる。例えば、施設一覧のようなデータにおいて、作成した部署によって項目（施設名、郵便番号、所在地など）の順番が異なると、集約や分析、比較に手間がかかる。また、スペースで文字の位置を調整したデータや、一つのセルに数字と文字が混在しているデータなどは、加工・修正を行わないと、計算などの処理ができない。

このことから、市がデータを作成する際は、「データ作成の手引」に沿って作成するように努める。また、新たに作成するデータだけでなく、既存のデータについても、できる限り手引に沿って修正するよう努める。また、データの納品を求める委託契約を締結する際は、当該データを市民や事業者が活用しやすい形式で納品するよう、業務仕様書で定める。

「データ作成の手引」の格納場所

全庁ファイルサーバ>マニュアル・申請書>オープンデータ>マニュアル

### （３）契約締結時における特記仕様書の添付

市が保有するデータの中には、計画書に関するデータ、調査結果の集計・分析データ、地質調査データなど、委託契約により納品された著作物がある。これらをオープンデータとして公開するにあたって、著作者から権利上の疑義が生じないように、市では成果物の著作権の取り扱いについて明文化した特記仕様書「著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書」を用意している。

著作物の納品を求める委託契約を締結する際は、契約の相手方がこの条件では契約を履行できないなど、やむをえない場合を除き、標準契約書および約款とあわせて、この特記仕様書を添付する。

特記仕様書では以下のことを明記している。

- ①著作権を市へ譲渡すること。
- ②著作者人格権を行使しない（市民等による加工・編集等の二次利用を許諾すること）。
- ③受託事業者以外の者が著作権を有するものが含まれる場合は、可能な限り当該著作物の著作者から二次利用について利用許諾を取得すること。また、二次利用できない箇所がある場合は、できる箇所とできない箇所の区別がつくようにし、二次利用をできない箇所についてはその理由をつけて納品すること。
- ④著作物が第三者の知的財産権及び、その他の権利を侵害しないことを保証すること。

「著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書」は以下のフォルダに格納されている。

全庁ファイルサーバ Z: > マニュアル・申請書等 > 契約事務 > 01\_財務会計様式集（契約課） > 03\_契約書・仕様書 > 仕様書 > 標準仕様書様式、特記仕様書文例 > 特記事項記載文例



**(4) オープンデータの公開を推進する情報システムの調達**

情報システムについて、行政データのオープン化を容易とする仕様での調達および更改を行う。

**(5) 公開データの更新**

常に最新の内容となるよう公開データの更新頻度を明示し、定期的な更新を行う。

### 第3 データの公開の手順

各課が保有するデータをオープンデータページおよびカタログサイトに公開する際の手順を次のとおり定める。

#### 1 カタログサイトの仕組みについて

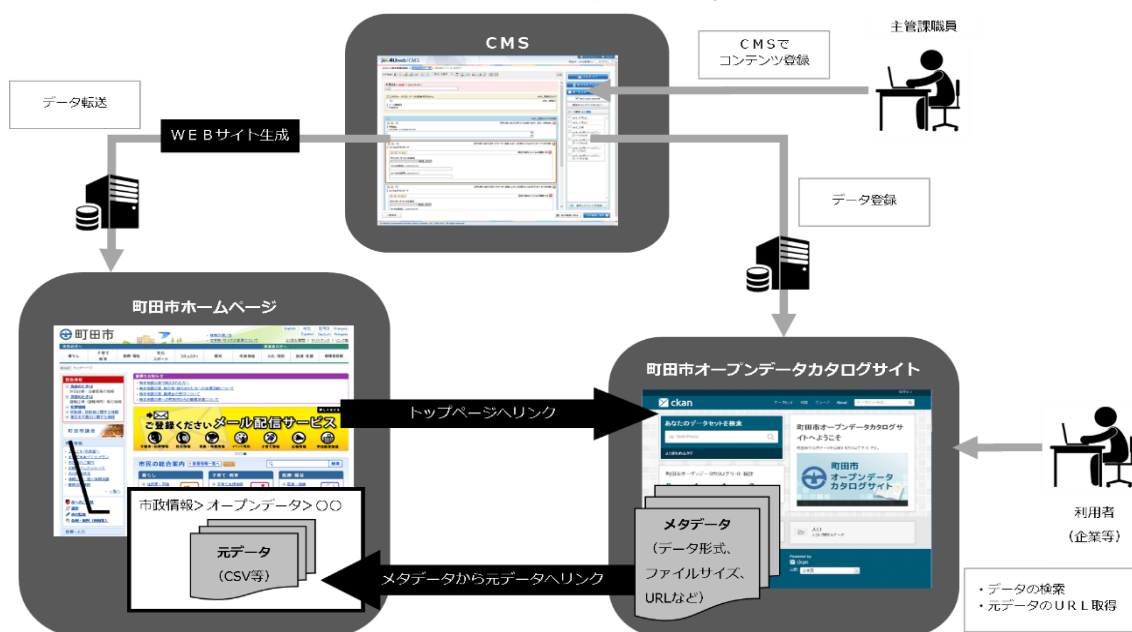
##### (1) カタログサイトの特徴

カタログサイトは、オープンデータの検索やダウンロードに特化した外部サイトである。データのキーワード検索やファイル形式別検索ができる。本市ホームページのトップにリンクが貼られている。



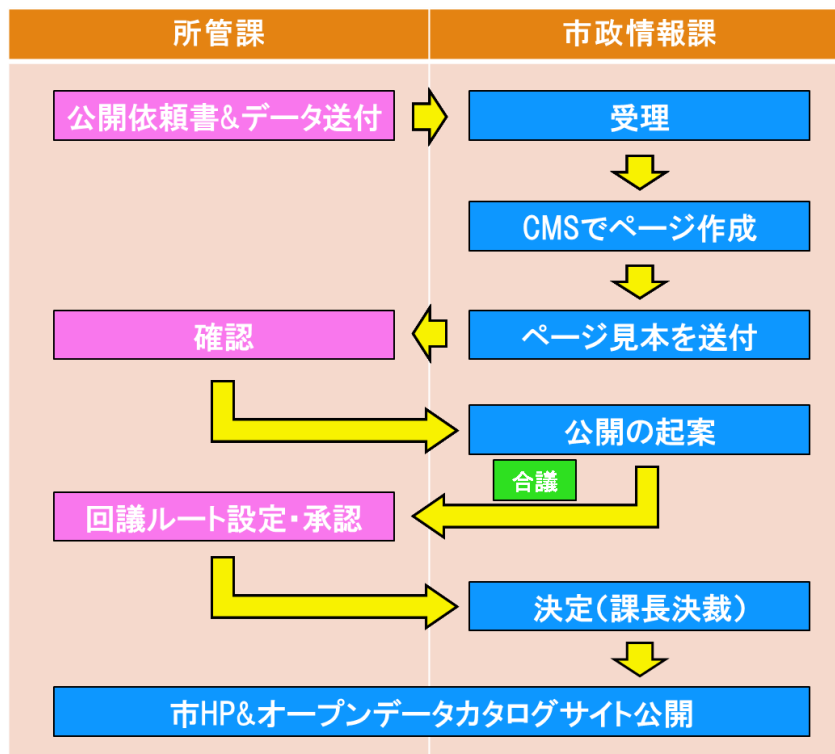
##### (2) オープンデータページとカタログサイトの連携

CMSでオープンデータページにページを作成し、データを掲載すると、カタログサイトにも連動してデータが掲載される。



## 2 基本的な公開手続き

各課が新たなデータを公開する際に必要な手順は、以下のとおり。



### (1) 市政情報課への公開依頼

所管課は「オープンデータ公開依頼書」に必要事項を記入し、公開するデータとともに、公開開始日の3週間前までに文書管理システムで市政情報課へ提出する。

### (2) ページの見本を確認する

受領した公開依頼書を元に、市政情報課がページの見本を作成し、所管課へPDFを送付する。所管課は内容を確認し、修正点の有無を連絡する。

### (3) 回議ルート設定を行い、公開を承認する

市政情報課が文書管理システムでオープンデータ公開の起案を行う。起案の際、市政情報課は所管課を合議先に設定する。所管課は回議ルートを設定し、内容を確認のうえ承認を行う。所管課長による承認の後、市政情報課長が公開の意思決定をする。

## 3 その他の公開手続き

以下の業務に係るデータの公開については、各業務のフローの中に、データ公開に係るステップが組み込まれている。各業務のマニュアルに従い公開を行う。

#### (1) 地図情報まちだ

地図情報まちだ公開依頼書（様式6）と主題地図データを土地利用調整課に提出するタイミングで、オープンデータ公開依頼書と座標データ、境界データを市政情報課に提出する。

・マニュアル保管場所

全庁ファイルサーバ>マニュアル・申請書>土地利用関連文書>00\_GIS 関係

#### (2) 刊行物の電子データ

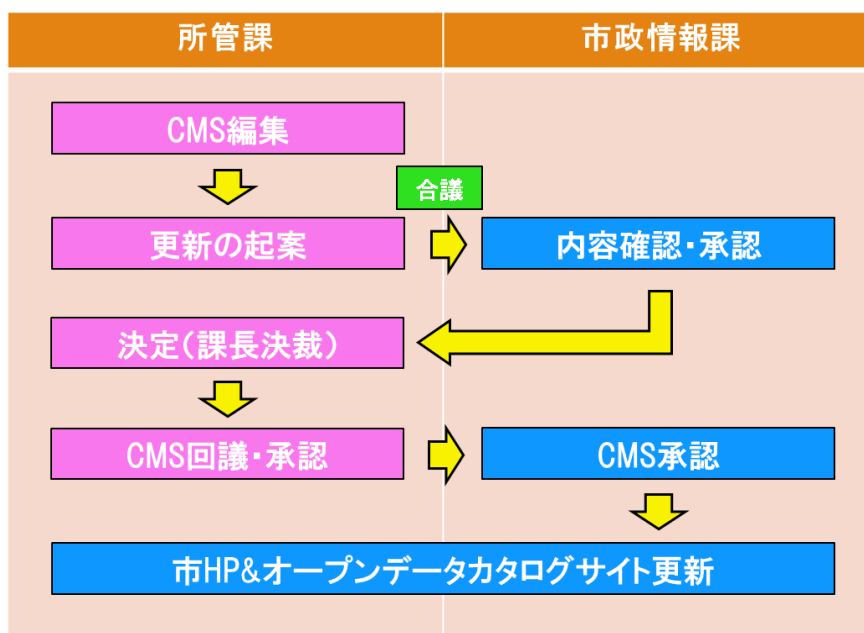
刊行物が完成した際に、電子データを市政情報課に送付する。オープンデータとしての公開は市政情報課が行う。

・マニュアル保管場所

全庁ファイルサーバ>マニュアル・申請書>市政情報>刊行物関連>刊行物取扱マニュアル

### 4 データの更新方法

公開したデータは「オープンデータ公開依頼書」に記入した更新頻度に従い、常に最新の内容となるよう定期的な更新を行う。手順は以下のとおり。



#### (1) CMS でページの編集を行う

所管課が CMS で最新データへの差替えや、データの追加を行う。CMS の操作方法や注意点などは、以下のフォルダに格納されている「オープンデータ更新マニュアル」に従う。

全庁ファイルサーバ>マニュアル・申請書>オープンデータ>マニュアル

## **(2) 文書管理システムで起案する**

ページの更新について所管課で意思決定を行う。市政情報課による内容の確認と承認を行うため、文書管理システムで起案をする際、市政情報課を合議先に設定する。

## **(3) CMS での回議と承認**

文書管理システムでの意思決定の後、CMS で回議を行う。承認経路は「OD 編集(通常)」を選択する。所管課長による承認と市政情報課長による承認が完了すると、ページが更新される。